

# 官報

## 号外 昭和三十一年十一月二十九日

### ○第二十五回 衆議院會議録 第八号

昭和三十一年十一月二十九日(木曜日)

議事日程 第五号

昭和三十一年十一月二十九日

午後一時開議

第一 在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案(第二十四回国会内閣提出)(参議院送付)

第三 性病予防法等の一部を改正する法律案(第二十四回国会内閣提出)(参議院送付)

第四 寄生虫病予防法の一部を改正する法律案(第二十四回国会本院提出)(参議院送付)

●本日の會議に付した案件

中央建築士審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件

海外移住審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件

在外財産問題審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件

日程第一 在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案(第二十四回国会内閣提出)(参議院送付)

日程第三 性病予防法等の一部を改正する法律案(第二十四回国会内閣提出)(参議院送付)

日程第四 寄生虫病予防法の一部を改正する法律案(第二十四回国会本院提出)(参議院送付)

午後一時四十六分開議

○議長(益谷秀次君) これより會議を開きます。

○議長(益谷秀次君) お諮りいたします。内閣から、中央建築士審議会委員に参議院議員石井桂君を任命するた

め、国会法第三十九条ただし書きの規定により本院の議決を得たいとの申し出があります。右申し出の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、その通り決しました。

○議長(益谷秀次君) 次に、内閣から、海外移住審議会委員に参議院議員石黒忠篤君を任命するため、国会法第三十九条ただし書きの規定により本院の議決を得たいとの申し出があります。右申し出の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、その通り決しました。

○議長(益谷秀次君) 次に、内閣から、在外財産問題審議会委員に参議院議員小西英雄君及び同平島敏夫君を任命するため、国会法第三十九条ただし書きの規定により本院の議決を得たいとの

申し出があります。右申し出の通り決するに御異議ありませんか。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、その通り決しました。

日程第一 在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(益谷秀次君) 日程第一、在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。外務委員理事石坂繁君。

在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置を定める法律(昭和二十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

表中「在アフガニスタン日本国大使館」アフガニスタン カブール

を「在アフガニスタン日本国大使館」在ソヴィエト連邦日本国大使館ソヴエト連邦 モスクワに改める。

附則  
この法律は、日本国とソヴィエト連邦との共同宣言の効力発生の日から施行する。

〔報告書は會議録追録に掲載〕  
〔石坂繁君登壇〕

○石坂繁君 ただいま議題となりました在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法律案につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

今回本院において承認を与えられた日ソ共同宣言は、その第二項におきまして、日ソ両国が大使の資格を有する外交使節を遅滞なく交換することを定めております。従いまして、この共同宣言が効力を発生いたしますと、日本政府といたしましては、直ちにソ連邦に大使館を設置する義務を負うことになる次第でございます。

大使館を設置するためには、国内法上の措置をいたしまして、昭和二十七年法律第八十五号在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する必要がございますので、この法律中、在外公館の名称として「在ソヴィエト連邦日本国大使館」を、また位置として「ソヴィエト連邦モスクワ」を、それぞれ追加規定いたし、かつ、附則におきまして、法律の施行期日を日ソ共同宣言の効力発生の日とするものでございます。

この法律案は、十一月十七日本委員会に付託されましたので、委員会において、政府側の提案理由の説明を聞き、質疑が行われましたが、その詳細は會議録につき御了承を願います。

次いで、二十八日、討論は省略いたし、採決の結果、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

昭和三十一年十一月二十九日 衆議院會議録第八号

中央建築士審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件、在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法律案

昭和三十一年十一月二十九日 衆議院會議録第八号 身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案外二案

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

日程第二 身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案(第二十四回国会内閣提出)(参議院送付)

日程第三 性病予防法等の一部を改正する法律案(第二十四回国会内閣提出)(参議院送付)

日程第四 寄生虫病予防法の一部を改正する法律案(第二十四回国会本院提出)(参議院送付)

○議長(益谷秀次君) 日程第二、身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案、日程第三、性病予防法等の一部を改正する法律案、日程第四、寄生虫病予防法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。委員長報告を求めます。社会労働委員長佐々木秀世君。

身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案(第二十四回国会内閣提出衆議院送付本院継続審査) 本院において継続審査をした右案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条の四によりここに送付する。

昭和三十一年十一月二十六日

参議院議長 松野 鶴平 衆議院議長 益谷秀次殿

身体障害者福祉法等の一部を改正する法律

(身体障害者福祉法の一部改正) 第一条 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第十九条の二第一項中「病院又は診療所」を「病院若しくは診療所又は薬局」に改める。(生活保護法の一部改正)

第二条 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第四十九条中「病院又は診療所」を「病院若しくは診療所又は薬局」に、「病院若しくは診療所」を「病院、診療所若しくは薬局」に、「医師、歯科医師若しくは薬剤師」を「医師若しくは歯科医師」に改める。(結核予防法の一部改正)

第三条 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項及び第三十六条第一項中「病院又は診療所」を「病院若しくは診療所又は薬局」に改める。(未帰還者留守家族等援護法の一部改正)

第四条 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「厚生大臣の指定する医療機関」を「厚生大臣の指定する病院若しくは診療所又は薬局」に改める。(国民健康保険法の一部改正)

第五条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。 第八条ノ十九第二項中「医師又ハ歯科医師」を「医師、歯科医師又ハ薬剤師」に改める。

第五十六条第一項中「医師若ハ歯科医師」を「医師、歯科医師若ハ薬剤師」に改める。 附則

1 この法律は、公布の日から施行する。 2 この法律による改正前の生活保護法第四十九条の規定により都道府県知事が指定した薬剤師がこの法律の施行の際現に調剤に従事している薬局は、この法律による改正後の同法同条の規定により都道府県知事が指定した薬局とみなす。

〔報告書は會議録追録に掲載〕 性病予防法等の一部を改正する法律案(第二十四回国会内閣提出衆議院送付本院継続審査) 本院において継続審査をした右案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条の四によりここに送付する。

昭和三十一年十一月二十六日 参議院議長 松野 鶴平 衆議院議長 益谷秀次殿

性病予防法等の一部を改正する法律

(性病予防法の一部改正) 第一条 性病予防法(昭和二十三年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「二分の一」の下に「(保健所にあわせて設置された診療所に要する費用については、三分の一)を加える。(補助金等の臨時特例等に関する法律の一部改正)

第二条 補助金等の臨時特例等に関する法律(昭和二十九年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。 第九条を次のように改める。 附則 削除

(施行期日) 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十一年四月一日から適用する。(経過規定) 2 昭和二十九年分度及び昭和三十年分度の予算に係る負担金については、なお従前の例による。

〔報告書は會議録追録に掲載〕 寄生虫病予防法の一部を改正する法律案(第二十四回国会衆議院提出本院継続審査)

本院において継続審査をした右案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条の四によりここに送付する。 昭和三十一年十一月二十六日 参議院議長 松野 鶴平 衆議院議長 益谷秀次殿

寄生虫病予防法の一部を改正する法律

寄生虫病予防法(昭和六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。 第二条第二項中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

第三条の次に次の二条を加える。 第三条ノ二 厚生大臣ハ日本住血吸虫病ノ予防ノ為当該病原虫ノ中間宿主タル巻貝ノ棲息地帯ニ於ケル

コンクリート造ノ溝渠新設ノ基本計画ヲ決定スベシ 前項ノ基本計画ハ関係都道府県知事ノ意見ヲ聴取シテ決定スベキモノトシ昭和三十一年度以降十箇年ニ亘ル内容タルベキモノトス 基本計画ノ決定セラレタル後特別ノ必要生ジタル場合ニ於テハ関係都道府県知事ノ意見ヲ聴取シテ当該基本計画ヲ変更スルコトヲ得 厚生大臣ハ基本計画ヲ決定シ又ハ変更シタルトキハ之ヲ関係都道府県知事ニ通知スベシ

第三条ノ三 厚生大臣ハ毎年度其ノ年度ノ開始前迄ニ関係都道府県知事ノ意見ヲ聴取シテ基本計画ニ基ク当該年度ノ実施計画ヲ決定シ之ヲ関係都道府県知事ニ通知スベシ 関係市町村ハ毎年度前項ノ実施計画ニ基ク都道府県知事ノ指示ニ従ヒ当該市町村ノ実施計画ヲ作成シ之ニ基キ施設ヲ為スベシ 第四条中「市町村」を「前条第二項ニ規定スル場合ヲ除クノ外市町村」に改める。 第五条に次の一項を加える。 第三条ノ三第二項ノ施設ヲ新設スル市町村ニ対シ都道府県ノ支出スル費用ニ付テハ政令ヲ以テ前項ノ割合ヲ引上グルコトヲ得 第七条中「第四条」を「第三条ノ三第二項及第四条」に改め、同条に次の一項を加える。 第三条ノ三第二項ノ施設を新設スル市町村ニ対シ第五条第二項ノ規定ニ依リ引上ゲラレタル割合ヲ以テ都道府県ノ支出スル費用ニ付テ

ハ政令ヲ以テ前項ノ割合ヲ引上グ  
ルコトヲ得  
附則  
この法律は、公布の日から施行す

る。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔佐々木秀世君登壇〕

○佐々木秀世君 たいま議題となり  
ました身体障害者福祉法等の一部を改  
正する法律案、性病予防法等の一部を  
改正する法律案及び寄生虫病予防法  
の一部を改正する法律案の三法案につ  
いて、社会労働委員会における審議の経  
過並びに結果の概要を御報告申し上げ  
ます。

これら三法案は、前国会において政  
府並びに議員より提出せられ、衆議院  
において可決され、参議院に送付、継  
続審査となり、今回同院において前国  
会における衆議院の送付案通り可決さ  
れ、本院に送付せられたものでありま  
す。

従つて、三法案の目的及び内容の詳  
細については省略いたしますが、政府  
提案による身体障害者福祉法等の一部  
を改正する法律案の要旨は、本年四月  
一日よりの医薬分業実施に伴い、薬局  
において薬劑を交付する場合が考えら  
れますので、本法において、これら身  
体障害者等の医療給付を担当する機関  
として、厚生大臣または都道府県知事  
が薬局を指定し得ることによること等  
であり、同じく政府提案による性病予  
防法等の一部を改正する法律案の要旨  
は、現在性病診療所費に対する国庫負  
担率は補助金等の臨時特例等に関する  
法律によって引き下げられております  
が、この特例措置を廃止するとともに

に、保健所に併設された診療所につい  
ての国庫負担率を改め、性病予防行政  
の運営を円滑ならしめようとするもの  
であります。また、議員提案による寄  
生虫病予防法の一部を改正する法律案  
の要旨は、日本住血吸虫の病原虫の  
中間宿主である巻貝の生息地帯に市町  
村が施設すべきコンクリート造の溝渠  
新設の基本計画及び実施計画を国にお  
いて定めるとともに、その計画遂行の  
ため必要な場合には、その費用に対す  
る都道府県の支出割合及び国庫負担の  
割合を政令で引き上げることができ得  
るようにする等、日本住血吸虫の被  
害の実情にかんがみ、予防措置の万全  
を期せんとするものであります。

以上三法案は、本月二十六日参議院  
より送付せられ、同日本委員会に付  
託、昨二十八日の委員会において、提案  
趣旨の説明及び質疑、討論を省略し、  
採決に入りましたところ、本三法案は  
いずれも全会一致参議院の送付案通り  
可決すべきものと議決した次第であり  
ます。

右、御報告申し上げます。(拍手)  
○議長(益谷秀次君) 三案を一括して  
採決いたします。三案は委員長報告の  
通り決するに御異議ありませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認  
めまします。よつて、三案は委員長報告の  
通り可決いたしました。

○議長(益谷秀次君) 本日はこれにて  
散会いたします。  
午後一時五十六分散会  
出席政府委員  
外務政務次官 森下 國雄君  
厚生政務次官 山下 春江君

厚生大臣官 牛丸 義留君  
房総務課長  
厚生省公衆衛生局長 山口 正義君

朗読を省略した報告  
一、去る二十日、内閣総理大臣から、  
海外移住審議会委員に参議院議員石  
黒忠篤君を任命するについて、国会  
法第三十九条但書の規定に基づき本院  
の議決を得たい旨の要求書を受領し  
た。

一、去る二十七日益谷議長は鳩山内閣  
総理大臣申出の、次の者を政府委員  
に任命することを承認した。  
厚生省公衆衛生 楠本 正康  
局環境衛生部長  
行政管理庁 阿部 史郎  
管理部長

一、鳩山内閣総理大臣から益谷議長  
宛、去る二十七日議長において承認  
した楠本正康外一名を同日政府委員  
に任命した旨の通知を受領した。  
一、去る二十七日、内閣総理大臣か  
ら、在外財産問題審議会委員に参議  
院議員小西英雄君及び同平島敏夫君  
を任命するについて、国会法第三十  
九条但書の規定に基づき本院の議決を  
得たい旨の要求書を受領した。

一、昨二十八日益谷議長は鳩山内閣総  
理大臣申出の、次の者を政府委員に  
任命することを承認した。  
労働大臣官 村上 茂利  
房総務課長  
厚生大臣官 牛丸 義留  
房総務課長  
総理府恩給局長 八巻淳之輔  
一、鳩山内閣総理大臣から益谷議長  
宛、昨二十八日議長において承認し  
た村上茂利外二名を同日政府委員に  
任命した旨の通知を受領した。

一、昨二十八日召集に応じた議員は次  
の通りである。  
東京都第七区選出 木崎 茂男君  
新潟県第三区選出 稻村 隆一君  
一、去る二十七日議長において、次の  
常任委員の辞任を許可した。

大蔵委員 有馬 輝武君  
社会労働委員 榎 兼次郎君  
農林水産委員 井手 以誠君  
建設委員 阿 良一君  
原 彪君  
予算委員 稻富 稔人君  
山田 長司君  
議院運営委員 小山 亮君 久保田 豊君  
一、去る二十七日議長において、次の  
通り常任委員の補欠を指名した。

大蔵委員 井手 以誠君  
社会労働委員 岡 良一君  
農林水産委員 稻富 稔人君  
建設委員 榎 兼次郎君  
榎 兼次郎君 山田 長司君  
予算委員 有馬 輝武君  
原 彪君  
議院運営委員 小山 亮君 久保田 豊君  
一、去る二十七日議長において、次の  
通り常任委員の補欠を指名した。

大蔵委員 井手 以誠君  
社会労働委員 岡 良一君  
農林水産委員 稻富 稔人君  
建設委員 榎 兼次郎君  
榎 兼次郎君 山田 長司君  
予算委員 有馬 輝武君  
原 彪君  
議院運営委員 小山 亮君 久保田 豊君  
一、昨二十八日常任委員会において、  
次の通り理事を補欠選任した。

内閣委員会 理事 石橋 政嗣君(理事石橋政  
嗣君去る八月二十七日委  
員辞任につきその補欠)  
法務委員会 理事 権名 隆君(理事権名隆  
君去る二十二日委員辞任  
につきその補欠)  
社会労働委員会 理事 岡 良一君(理事赤松勇  
君昨二十八日理事辞任に  
つきその補欠)

一、昨二十八日議長において、次の常  
任委員の辞任を許可した。  
内閣委員 山本 正一君  
赤澤 正道君  
風見 章君  
外務委員 伊東 隆治君  
大森 玉木君  
大蔵委員 横銭 重吉君  
文教委員 小牧 次生君  
社会労働委員 岡本 隆一君  
佐々木良作君  
八木 昇君  
多賀谷眞稔君  
波邊 惣藏君  
農林水産委員 川俣 清吉君  
商工委員 阿部 五郎君  
山口ソヅエ君  
建設委員 三宅 正一君  
山田 長司君  
予算委員 日野 吉夫君  
古屋 貞雄君  
決算委員 片島 港君  
原 彪君  
一、昨二十八日議長において、次の通  
り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 赤澤 正道君  
山本 正一君  
外務委員 大森 玉木君  
伊東 隆治君  
大蔵委員 横銭 重吉君  
文教委員 小牧 次生君  
社会労働委員 岡本 隆一君  
佐々木良作君  
八木 昇君  
多賀谷眞稔君  
波邊 惣藏君  
農林水産委員 川俣 清吉君  
商工委員 阿部 五郎君  
山口ソヅエ君  
建設委員 三宅 正一君  
山田 長司君  
予算委員 日野 吉夫君  
古屋 貞雄君  
決算委員 片島 港君  
原 彪君

一、昨二十八日議長において、次の通  
り常任委員の補欠を指名した。  
内閣委員 赤澤 正道君  
山本 正一君  
外務委員 大森 玉木君  
伊東 隆治君  
大蔵委員 横銭 重吉君  
文教委員 小牧 次生君  
社会労働委員 岡本 隆一君  
佐々木良作君  
八木 昇君  
多賀谷眞稔君  
波邊 惣藏君  
農林水産委員 川俣 清吉君  
商工委員 阿部 五郎君  
山口ソヅエ君  
建設委員 三宅 正一君  
山田 長司君  
予算委員 日野 吉夫君  
古屋 貞雄君  
決算委員 片島 港君  
原 彪君

内閣委員 赤澤 正道君  
山本 正一君  
外務委員 大森 玉木君  
伊東 隆治君  
大蔵委員 横銭 重吉君  
文教委員 小牧 次生君  
社会労働委員 岡本 隆一君  
佐々木良作君  
八木 昇君  
多賀谷眞稔君  
波邊 惣藏君  
農林水産委員 川俣 清吉君  
商工委員 阿部 五郎君  
山口ソヅエ君  
建設委員 三宅 正一君  
山田 長司君  
予算委員 日野 吉夫君  
古屋 貞雄君  
決算委員 片島 港君  
原 彪君

内閣委員 赤澤 正道君  
山本 正一君  
外務委員 大森 玉木君  
伊東 隆治君  
大蔵委員 横銭 重吉君  
文教委員 小牧 次生君  
社会労働委員 岡本 隆一君  
佐々木良作君  
八木 昇君  
多賀谷眞稔君  
波邊 惣藏君  
農林水産委員 川俣 清吉君  
商工委員 阿部 五郎君  
山口ソヅエ君  
建設委員 三宅 正一君  
山田 長司君  
予算委員 日野 吉夫君  
古屋 貞雄君  
決算委員 片島 港君  
原 彪君

内閣委員 赤澤 正道君  
山本 正一君  
外務委員 大森 玉木君  
伊東 隆治君  
大蔵委員 横銭 重吉君  
文教委員 小牧 次生君  
社会労働委員 岡本 隆一君  
佐々木良作君  
八木 昇君  
多賀谷眞稔君  
波邊 惣藏君  
農林水産委員 川俣 清吉君  
商工委員 阿部 五郎君  
山口ソヅエ君  
建設委員 三宅 正一君  
山田 長司君  
予算委員 日野 吉夫君  
古屋 貞雄君  
決算委員 片島 港君  
原 彪君

建設委員

渡邊 惣藏君 原 彪君  
予算委員  
川俣 清吉君 風見 章君  
決算委員  
八百板 正君 山田 長司君

一、去る二十七日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。  
日ソ共同宣言等特別委員

伊東 隆治君 池田 清志君  
内田 常雄君 大橋 忠一君  
北澤 直吉君 小坂善太郎君  
鈴木 善幸君 助川 良平君  
中村 時雄君

一、去る二十七日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。  
日ソ共同宣言等特別委員

松田竹千代君 亘 四郎君  
重政 誠之君 青木 正君  
高村 坂彦君 安藤 覺君  
白濱 仁吉君 今松 治郎君  
森 三樹二君

一、昨二十八日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。  
国土総合開発特別委員

伊藤 郷一君 篠田 弘作君  
鈴木周次郎君 田子 一民君  
一、昨二十八日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。  
国土総合開発特別委員

田子 一民君 鈴木周次郎君  
篠田 弘作君 伊藤 郷一君

一、去る二十七日参議院に送付した条約は次の通りである。  
日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言の批准について承認を求めめるの件

貿易の発展及び最惠国待遇の相互許与に関する日本国とソヴィエト社会

主義共和国連邦との間の議定書の批准について承認を求めめるの件

北西太平洋の公海における漁業に関する日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の条約の締結について承認を求めめるの件

海上において遭難した人の救助のための協力に関する日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の協定の締結について承認を求めめるの件

一、昨二十八日議員から提出した議案は次の通りである。  
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(石橋政嗣君外九名提出)

昭和三十一年の年末の賞与等に対する所得税の臨時特例に関する法律案(石村英雄君外十二名提出)

一、昨二十八日参議院から受領した条約は次の通りである。  
千九百五十六年の国際小麦協定の受諾について承認を求めめるの件

関税及び貿易に関する一般協定の議許の追加に関する第六議定書の受諾について承認を求めめるの件

一、昨二十八日委員会に付託された条約は次の通りである。  
千九百五十六年の国際小麦協定の受諾について承認を求めめるの件(条約第五号)(参議院送付)

関税及び貿易に関する一般協定の議許の追加に関する第六議定書の受諾について承認を求めめるの件(条約第六号)(参議院送付)

国政調査承認要求書

一、調査する事項  
二、恩給及び法制一般に関する事項  
三、自衛隊に関する事項  
四、公務員の制度及び給与に関する事項

二、調査の目的  
一、国の行政の改善に資するため  
二、公務員の制度及び給与の適正を図るため

三、調査の方法  
小委員会の設置、関係各方面より説明並びに意見聴取、資料の要求等

四、調査の期間  
本会期中  
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めめる。

昭和三十一年十一月二十八日  
内閣委員長 山本 象吉  
衆議院議長 益谷秀次殿

国政調査承認要求書  
一、調査する事項  
地方自治、地方財政、警察及び消防に関する事項

二、調査の目的  
地方行政の実情を調査し、その健全なる発展に資するための対策樹立

三、調査の方法  
関係当局より説明聴取並びに参考資料の要求及び小委員会の設置等

四、調査の期間

本会期中  
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めめる。  
昭和三十一年十一月二十八日  
地方行政 大矢 省三  
委員長  
衆議院議長 益谷秀次殿

明治三十五年第三種郵便物認可  
三月三十一日

定価 一部 十五円  
(但し良貨紙は二十円)  
(送料別)  
発行所 東京都新宿区市谷本村町一五  
大蔵省印刷局  
電話九段(四三)一五九〇、九段